

### 別表第3 家庭的保育事業(保育認定)

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算Ⅰ ⑤	資格保有者加算		家庭的保育補助者加算	
					処遇改善等加算Ⅰ ⑥		処遇改善等加算Ⅰ ⑦	
10/100 地域	3号	保育標準時間認定 —— 保育短時間認定	166,710	+ 1,570 × 加算率	+ 5,190	+ 50 × 加算率	+ 利用者子どもが 4人以上の場合 28,300 利用者子どもが 3人以下の場合 24,110	+ 280 × 加算率 + 240 × 加算率

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	家庭的保育支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑨			減価償却費加算 ⑩		賃借料加算 ⑪								
				処遇改善等加算 I			加算額		加算額								
							標準	都市部	標準	都市部							
10/100 地域	3号	保育標準時間認定	+	49,660	+	35,370	+	350	×	加算率	+	8,200	9,000	+	A地域	46,400	51,600
		保育短時間認定	+	44,110											B地域	25,600	28,400
															C地域	22,300	24,800
															D地域	20,000	22,200

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	土曜日に閉所する場合 ⑭			
					月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合
10/100 地域	3号	保育標準時間認定	6,170	$(④+⑤+⑧) \times 19/100$	1,270	2,550	3,820	5,090
		保育短時間認定		$(④+⑤+⑧) \times 19/100$	1,040	2,080	3,130	4,170

## 加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A : 処遇改善加算Ⅱ－① 48,860 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする
		B : 処遇改善加算Ⅱ－② 6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算	⑯	1 級 地 1,780 4 級 地 1,230	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,580 その他地域 110	
		3 級 地 1,560	
除雪費加算	⑰	6,090	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	⑱	152,680 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	⑲	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	⑳	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ ( 76,960 + 760 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A : Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B : 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C : A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ ( 50,000 + 500 × 加算率 ) ÷ 各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉑	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算